

愛媛大学学業成績判定に係る授業欠席の取扱いに関する申合せ

平成 20 年 11 月 5 日
教育・学生支援機構
教育学生支援会議決定

(趣旨)

第 1 この申合せは、愛媛大学学業成績判定に関する規程（以下「規程」という。）第 5 条ただし書きに係る正当な理由による授業欠席の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(授業欠席の取扱い)

第 2 学生が次の各号に掲げる理由により授業を欠席した場合は、これを出席には取り扱わないが、正当な理由による授業欠席として認めることができる。

- (1) 学校保健安全法施行規則に定める感染症に感染した場合
- (2) 学生の親族（別表に掲げる親族に限る。）が死亡した場合
- (3) 自然災害に遭い授業欠席がやむを得ないと認められる場合
- (4) 裁判員制度に基づき、裁判員候補者として選任手続期日に裁判所へ出頭する場合若しくは裁判員（補充裁判員を含む。）として職務に従事する場合又は検察審査会の審査員若しくは補充員として職務に従事する場合
- (5) 教育実習（応用実習及び実習校との打合せを含む。）に参加した場合
- (6) 博物館実習（実習施設との打合せを含む。）に参加した場合
- (7) 介護等体験（受入先との打合せを含む。）に参加した場合
- (8) 授業として行うインターンシップ（受入先との打合せを含む。）に参加した場合
- (9) 本学が大学として開催に関わる大会（中・四国国立大学連合演奏会、中・四国国立大学連合美術展覧会、四国地区大学総合体育大会等）に参加した場合
- (10) 本学が要請した用務に参加した場合
- (11) 当該学部、研究科、学環又は教育・学生支援機構が認めた場合

2 前項の取扱いによる授業欠席は、第 1 号から第 4 号までの場合を除き、各授業科目につき、開講時数に対応する授業の回数が 15 回の場合は 2 回を限度とし、15 回以外の場合は開講時数に 15 分の 2 を乗じて得られた時間数に対応する授業の回数を限度とする。

(授業欠席時間数の取扱い)

第 3 各授業科目の開講時数に対する出席時間数の割合の算定に当たっては、第 2 の取扱いによる授業欠席時間数は、開講時数に含めない。

(授業欠席の手続き)

第 4 この取扱いを希望する学生は、教育・学生支援機構が別に定める方法により正当な理由による授業欠席として、授業担当教員へ事前に申し出るものとする。ただし、やむを得ない理由により事後に申し出る場合であっても、当該授業科目の開講日の翌日から起算して 5 日間を越えないものとする。

2 前項の授業欠席申出を受領した授業担当教員は、当該学生に対し、適切な学習支援を行うものとする。

(適用除外)

第 5 第 2 から第 4 までの規定にかかわらず、実験等を行う授業科目、グループワーク等を要する特殊な形態の授業科目又は集中講義形式の授業科目については、本取扱いを適用しないことがある。

附 則

1 この申合せは、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

2 愛媛大学学業成績判定に関する規程第 5 条ただし書きに係る正当な理由による授業欠席の取扱いに関する申合せ（平成 18 年 2 月 22 日教育・学生支援機構管理運営委員会決定）は、廃止する。

附 則

この申合せは、平成 21 年 10 月 28 日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この申合せは、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この申合せは、平成 23 年 7 月 6 日から施行する。

附 則

この申合せは、平成 28 年 7 月 6 日から施行する。

附 則

この申合せは、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この申合せは、令和 5 年 5 月 10 日から施行する。

附 則

この申合せは、令和 6 年 7 月 9 日から施行する。

別表（第2の第1項第2号関係 忌引き日数表）

親 族	日 数	摘 要
配偶者	7日	
父 母	7日	
子	5日	
祖父母	3日（学生が代襲相続し、かつ祭具等の 継承を受ける場合にあつては7日）	
孫	1日	
兄弟姉妹	3日	

（備考）

- 1 日数は最長とし、かつ連続する日とする。
- 2 葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあつては、往復に要する日数を加えることができる。